

京都市上下水道局安全衛生管理規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第9号

京都市上下水道局安全衛生管理規程等の一部を改正する規程
(京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表中「, 資器材・防災センター」を削る。

(京都市上下水道局被服貸与規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局被服貸与規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当した」を「故意又は重大な過失により第4条第1項又は前条に規定する義務に違反し, 本市に損害を与えた」に改め, 同項各号を削る。

第7条中「人材育成担当課長」を「職員課長」に改める。

附 則

この規程は, 平成30年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)